

「ひろしまの企業情報」掲載要綱に係る運用基準

この基準は、「ひろしまの企業情報」掲載要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 掲載の範囲について

要綱第5条第13号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 申込者以外の者の企業情報となるもの
- (2) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- (3) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで内容が不明確なもの
- (4) 寄付金の募集に関するもの
- (5) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (6) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (7) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (8) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改善がなされていない者に係るもの
- (9) あたかも広島市が推奨しているかのような表現を含むもの
- (10) 広島市が推進している施策に反するもの
- (11) 同一企業で企業情報を複数個掲載することになるもの

2 業種について

要綱第5条第2項に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 製造業
- (2) 情報通信業
- (3) 卸売業
- (4) デザイン業